

デイケア利用料金表

【通所リハビリテーション(大規模Ⅱ 6時間以上7時間未満 / 3時間以上4時間未満)】

介護報酬算定項目の単位数に地域加算(3級地10.83円)を乗じた額を掲載しています

2024年5月31日迄

介護報酬算定項目	単位数	自己負担額			所用時間	
		1割	2割	3割		
要介護1(大規模事業所Ⅱ)6-7	670	726	1,451	2,177	6時間以上 7時間未満	
要介護2(大規模事業所Ⅱ)6-7	797	863	1,726	2,589		
要介護3(大規模事業所Ⅱ)6-7	919	995	1,991	2,986		
要介護4(大規模事業所Ⅱ)6-7	1,066	1,154	2,309	3,463		
要介護5(大規模事業所Ⅱ)6-7	1,211	1,312	2,623	3,935		
要介護1(大規模事業所Ⅱ)3-4	465	504	1,007	1,511	3時間以上 4時間未満	
要介護2(大規模事業所Ⅱ)3-4	542	587	1,174	1,761		
要介護3(大規模事業所Ⅱ)3-4	616	667	1,334	2,001		
要介護4(大規模事業所Ⅱ)3-4	710	769	1,538	2,307		
要介護5(大規模事業所Ⅱ)3-4	806	873	1,746	2,619		
介護報酬加算項目		単位数	自己負担額			備考
			1割	2割	3割	
入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40	43	87	130	
	入浴介助加算(Ⅱ)	60	65	130	195	
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12	13	26	39	
	6時間以上7時間未満	24	26	52	78	
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	開始日から6月以内 /月	560	606	1,213	1,819	
	開始日から6月超 /月	240	260	520	780	
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	開始日から6月以内 /月	593	642	1,284	1,927	
	開始日から6月超 /月	273	296	591	887	
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	開始日から6月以内 /月	863	935	1,869	2,804	
	開始日から6月超 /月	543	588	1,176	1,764	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110	119	238	357	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/日		240	260	520	780	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)/月		1,920	2,079	4,159	6,238	
生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算(開始日から6月以内 /月)		1,250	1,354	2,708	4,061	
若年性認知症利用者受入加算		60	65	130	195	
栄養アセスメント加算 /月		50	54	108	162	
栄養改善加算(月2回限度)		200	217	433	650	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回限度)		20	22	43	65	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回限度)		5	5	11	16	
口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回を限度)		150	162	325	487	
口腔機能向上加算(Ⅱ)(月2回を限度)		160	173	347	520	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22	24	48	71	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18	19	39	58	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	6	13	19	
重度療養管理加算(1日につき)		100	108	217	325	
中重度者ケア体制加算(1日につき)		20	22	43	65	
科学的介護推進体制加算(1月につき)		40	43	87	130	

事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合		-94	-102	-204	-305	
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		-47	-51	-102	-153	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×47/1000				
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×34/1000				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×19/1000				
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×20/1000				
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000				
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×10/1000				
その他利用料		負担額	内 容			
基本食事サービス/昼	1,000	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により食費の一部が減額になる場合があります				
日用品費/日	実費	日用品費は、利用者の身の回り品として日常生活に必要なものの費用				
教養娯楽費/日	実費	教養娯楽費は、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料に係る費用				
<p>※ 自己負担額(円)は単位数に地域単価を乗じて算出しておりますため、サービスの組み合わせによりお支払額に誤差が生じます。表示の金額は、お支払いの目安としてご覧ください。</p> <p>※ 本表の他にも各種加算減算がございますので、内容に関してご不明な点は、施設事務員までお問合せください</p> <p>※ 表示の料金は税込み料金となります</p>						